針尾地区自治協議会
２０２６年度総会

議　案　書



日　時：令和８年４月２４日（金）１１時～

場　所:針尾地区コミュニティセンター（２Ｆホール）

総　会　次　第

１．開会あいさつ

２．議長選出

３．会長あいさつ

４．報告事項

（１）２０２５年度事業報告

（２）２０２５年度決算報告・監査報告

５．審議事項

第１号議案　　２０２６年度活動方針（案）について

第２号議案　　２０２６年度予算（案）について

第３号議案　　２０２６年度役員改選（案）について

第４号議案　　規約改正（案）について

６．その他

７．議長退任

８．閉会あいさつ

はじめに

針尾地区自治協議会は、平成２７年９月に結成され、誰もがいつまでも安心して暮らせる地域社会を実現することを目的にコミュニティ活性化条例が施行され１０年目を迎え諸活動を展開してきました.

運動会、「うずしお祭り」等が昨年に続き地区民との交流も含めて開催することが出来ました。開催に向けてご協力いただきました皆様に、感謝とお礼を申し上げます。

２０２号線については、パールライン入口までの４車線化と継続工事を早期完成に向け取り組んでいるところです。

各公民館長を初めとする各役員の皆様のご協力と地区民の皆様のご理解を経て、十分とはいえないとしても順調に諸活動を展開することができました。

１１年目を迎える本年も課題山積でありますが、これまでの運営に更に検討を加え、より良い自治協議会を目指さなければなりません。

本総会を期に、各構成団体及び各種役員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

当面する政策課題

○市道針尾循環線の整備について

浦頭から口木経由針尾小学校までの道路拡幅や小鯛地区から葉山地区間の通学路の整備について早期実現に向け強く要望してまいります。

○前畑弾薬庫の針尾への移転について

移転集約に同意し相当の年数が経って当時の事情を知らない町内会長も増えた中で、昨年は、施設配置案が合意されましたが、具体的な工事の進捗などは、時間がかかりそうです。
これからも、防衛局主催の移転集約に係る進捗状況説明会の内容説明など具体的な説明を要望し、定期的に視察も要望していきます。

○鳩ノ浦～大崎線の防衛道路の早期着工

昭和６０年に海上自衛隊針尾弾薬庫建設に伴い、防衛道路建設が計画されましたが、諸般の事情により今日まで休止状態となっていました。本年も引続き早期着工へ向け取組みます。

○国道２０２号線４車線化について

パールライン入口までの４車線化の早期実現に向けて取り組みを強化していきます。

○国道２０２号線浦頭から岳の田までの歩道の整備について、本年も引続き早期着工へ向け取組みます。

○地元学校の空調設備の早期設置に向けて取り組みます。

○その他

災害復旧工事等の現状把握し早期に取り組んでいきます。

２０２５年度針尾地区自治協議会事業報告

自：令和７年４月　１日
至；　〃８年３月３１日

１針尾地区自治協議会

スローガン　「感謝の心と、絆の強い明るい町、針尾」

街づくりの目標

１安全安心な暮らしができるまち
２思いやりの心ですみよいまち
３環境美化に努め自然を生かした子供を育むまち

① 総務部会
（１）針尾地区戦没者慰霊祭
（２）浦頭引揚げ死没者慰霊祭
　　規模を縮小しての開催
（３）視察研修の実施
（４）広報誌自治協だより年６回の発行

② 生涯学習部会
大運動会、敬老祝賀グランドゴルフ大会、うずしお祭りを開催しました。

③ 青少年部会
ウォークラリー大会を、開催しました。

④ 保健福祉部会
（１）いきいきサロン開催
（２）花壇の清掃

⑤ 女性部会
婦人学級、総会実施、研修旅行開催

⑥ 防犯防災部会
交通安全祈願祭（宮の浦）
交通安全啓蒙活動（オレンジ作戦）開催

⑦ 環境衛生部会
浦頭埠頭一帯の除草作業年３回実施
環境美化看板配布

２０２５年度決算書

令和7年度　針尾地区自治協議会　収支計算書

令和7年4月1日～令和8年3月31日

収入の部

科目	予算額	決算額	比較増減	備考
<10>前年度繰越金	2,060,494	2,060,494	0	
(1)JA貯金残高	1,982,019	1,982,019	0	
(2)郵便貯金残高	78,475	78,475	0	
<20>会費	1,534,000	1,531,400	△2,600	
(1)地区町内費	826,000	824,600	△1,400	'@700円×590世帯×2　前期後期
(2)交通部会費	118,000	117,800	△200	'@200円×590世帯
(3)消防後援会費	590,000	589,000	△1,000	'@500円×590世帯×2前期後期
<30>拠出金	700,830	688,680	△12,150	緑の募金など各種募金、防犯協会費など
<40>助成金	2,783,000	2,783,000	0	
(1)社会教育課補助金	500,000	500,000	0	地域コミュニティ推進事業補助金
(2)コミュニティ課補助金	2,283,000	2,283,000	0	地域コミュニティ推進事業補助金
<50>事業収入	7,010,703	7,005,482	△5,221	
(1)公園管理費	3,606,000	3,606,000	0	大崎公園管理等
(2)港湾管理費	2,964,703	2,959,482	△5,221	浦頭埠頭周辺除草費・鍵開閉費等
(3)体育室管理費	440,000	440,000	0	体育室管理費
<60>雑収入	1,000,000	1,938,018	938,018	
(1)受取利息	0	6,018	6,018	預貯金利息
(2)その他	1,000,000	1,932,000	932,000	行事等寸志及び寄付金　うずしお祭り売上等
<90>その他収入	0	0	0	上記に含まれない収入
収入合計	15,089,027	16,007,074	918,047	

支出の部

科目	予算額	決算額	比較増減	備考
<1>運営費	3,620,000	3,678,444	△58,444	
<11>報酬	660,000	620,000	40,000	役員報酬・副会長手当等　令和7年度
<12>賃金	1,300,000	1,510,100	△210,100	事務局長・事務局員賃金（市補助金）
<13>会議費	10,000	17,660	△7,660	役員会議費・会議弁当代等
<14>事務費	500,000	444,544	55,456	コピー用紙・事務器具消耗品・通信電話代等
<15>交通費	100,000	41,000	59,000	会議行事等出席の交通費
<16>渉外費	100,000	202,450	△102,450	行事等出席による寸志・お祝い・参加費
<17>負担金	100,000	40,000	60,000	東部自治協議会費・保環連会費・防犯協会
<18>拠出金	710,000	703,350	6,650	緑の募金など各種募金、防犯協会費など
<19>光熱費	40,000	34,854	5,146	事務所電気代・会議用冷暖房費
<20>雑費	100,000	64,486	35,514	振込手数料他
<2>事業費	8,086,000	8,430,835	△344,835	
<11>慰霊祭	50,000	32,493	17,507	戦没者慰霊、浦頭引揚者供養
<12>運動会	410,000	402,483	7,517	賞品代・プログラム等
<13>敬老祝賀会	180,000	216,279	△36,279	プログラム・饅頭・果物等
<14>うずしお祭	700,000	928,728	△228,728	各種食材・プログラム・謝礼・船使用料等
<15>視察研修	800,000	927,520	△127,520	貸切バス代等
<16>公園管理	3,606,000	3,260,000	346,000	大崎公園管理等
<17>港湾管理	1,800,000	1,855,849	△55,849	浦頭埠頭周辺除草費・鍵開閉費
<18>体育室管理	440,000	440,000	0	体育室管理費
<19>その他事業	100,000	367,483	△267,483	防犯灯設置助成金・防災訓練、反省会費等
<3>助成金	1,365,000	1,391,790	△26,790	
<11>保健福祉部会	50,000	50,000	0	保健福祉部会5万

<12>女性部会	300,000	300,000	0	婦人部活動助成150,000×2回
<13>防犯防災部会	130,000	130,000	0	交通安全針尾支部・交通安全母の会
<14>消防後援会会費	800,000	826,790	△26,790	消防後援・出初祝賀会
<15>青少年部会	85,000	85,000	0	針尾小育友会5万、東名中育成3．5万
<4>予備費	2,018,027	0	2,018,027	
<9>その他支出	0	35,340	△35,340	上記に含まれない支出(記念タオル、テント)
支出合計	15,089,027	13,536,409	1,552,618	
次年度繰越金		2,470,665		

次年度繰越金内訳： JA貯金残高=2,356,624円、郵便貯金残高=114,041円

特別会計(積立金)

項目	前年度末残高	今年度積立金	今年度末残高	参考(受取利息)
積立金A	0	0	0	0
積立金B	0	0	0	0
積立金C	0	0	0	0
積立金合計	0	0	0	0

令和8年3月31日　　会長:鴨川　博明　　会計:栗元　克也

令和7年度分の会計について監査を行いました結果、会計の収支は適正であり、
且つ会計報告は適正に表示されていることを認めます。

令和8年4月7日　　監事:濱﨑秀人　監事:元瀬政博

２０２５年度・会計監査報告

令和８年４月７日

針尾地区自治協議会　会　長　鴨川　博明
会　計　栗元　克也

会計監査報告
上記の通り報告致します。
令和８年４月７日に令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの監査を行ったところ、通帳、出納簿、領収書等について適正に処理されている事を認めます。

令和８年４月７日

監査　ＪＡながさき西海農協営農組合　代表
針尾地区自治協議会　監査　広瀬 政博

監査　ＪＦ針尾漁協協同組合　組合長代理
針尾地区自治協議会　監査　濱﨑 寿人

第１号議案

２０２６年度活動方針（案）

１．　２０２６年度の針尾地区自治協議会は、基本的には各部会活動を中心に年間行事に取組みます。

４月～合同戦没者慰霊祭、自治協議会総会、歓送迎会

５月～浦頭埠頭一帯除草作業（５月末日曜日）

６月～自治協議会視察研修

８月～浦頭引揚死没者慰霊祭、
浦頭埠頭一帯除草作業（８月末日曜日）

９月～針尾地区大運動会

10 月～針尾地区敬老祝賀行事
浦頭埠頭一帯除草作業（１０月末日曜日）

11 月～運動会・敬老祝賀行事反省会

１月～消防分団出初式祝賀会

３月～文化祭「うずしお祭り」

２.針尾地区内の安全安心まちづくりのため、環境整備を含め、県、市　行政機関への要望を重ねていきますが、本年も強く促進を求めていきます。

３.結成１１年目を迎え、今までの活動を踏まえ、より良い運営と各部会の活動を支援し「感謝の心と、絆の強い明るい町、針尾」を目指します

具体的活動については各部会で協議し決定します。

各部会活動方針（案）

① 総務部会
（１） 会議の開催（適宜）
（２） 広報誌の発行（年４回）
（３） 慰霊祭
（４） 視察研修

② 生涯学習部会
（１） 地区大運動会（９月上旬）
（２） 地区敬老祝賀行事（１０月中旬）
（３） 地区文化祭うずしお祭り（３月第２日曜日）

③ 青少年部会
（１） おやじの会主催「夏祭り」７月末頃
（２） ウォークラリー大会（１２月予定）
（３） 餅つき大会・針尾江上小交流会（１月予定）

④ 保健福祉部会
（１） いきいきサロン定例開催
（２） 広報紙「福推協だより」年２回発行
（３） 赤い羽根共同募金取組み
（４） 視察研修
（５） 夏祭り、うずしお祭り「子供ブース開設」

⑤ 女性部会
（１） 地区交通安全母の会総会
（２） 女性部会会員懇親会
（３） 婦人学級開催
（４） 女性部会視察研修

⑥ 防犯防災部会
（１） 地蔵尊交通安全祈願祭（宮の浦地蔵）
（２） 交通安全（オレンジ作戦）
（３） 防災訓練
（４） 消防第２分団出初式祝賀会

⑦ 環境衛生部会
（１） 環境美化活動の推進（美化看板の設置）
（２） 浦頭埠頭一帯除草作業（５月、８月、１０月）
（３） 市保健環境連合会総会への参加

第２号議案　２０２６年度予算（案）について

令和８年度　針尾地区自治協議会　予算（案）

令和８年４月１日～令和９年３月３１日

収入の部

科目	前年度予算	前年度決算	本年度予算	備考
＜10＞前年度繰越金	2,060,494	2,060,494	2,470,665	
(1)JA貯金残高	1,982,019	1,982,019	2,356,624	
(2)郵便預金残高	78,475	78,475	114,041	
＜20＞会費	1,534,000	1,531,400	1,584,900	
(1)地区町内費	826,000	824,600	880,500	◎　1,500円×587世帯
(2)交通部会費	118,000	117,800	117,400	◎　200円×587世帯
(3)消防後援会費	590,000	589,000	587,000	◎　500円×587世帯×2
＜30＞拠出金	700,830	688,680	700,000	緑の募金など各種募金、防犯協会費など
＜40＞助成金	2,783,000	2,783,000	2,893,000	
(1)社会教育課補助金	500,000	500,000	500,000	地域コミュニティ推進事業補助金
(2)コミュニティ課補助金	2,283,000	2,283,000	2,393,000	地域コミュニティ推進事業補助金
＜50＞事業収入	7,010,703	7,005,482	7,010,703	
(1)公園管理費	3,606,000	3,606,000	3,606,000	大崎公園管理等
(2)港湾管理費	2,964,703	2,959,482	2,964,703	浦頭埠頭周辺除草費・鍵開閉費等
(3)体育室管理費	440,000	440,000	440,000	体育室管理費
＜60＞雑収入	1,000,000	1,938,018	1,000,000	
(1)受取利息	0	6,018	0	
(2)その他	1,000,000	1,932,000	1,000,000	寸志及びうずしお祭り売上等
＜90＞その他収入	0	0	0	上記に含まれない収入
収入合計	15,089,027	16,007,074	15,659,268	

支出の部

科目	予算額	決算額	本年度予算	備考
＜1＞運営費	3,620,000	3,387,914	3,720,000	
(11)報酬	660,000	620,000	660,000	役員報酬・副会長手当等　令和8年度
(12)賃金	1,300,000	1,325,300	1,350,000	事務局長・事務局員賃金（市補助金）
(13)会議費	10,000	16,960	20,000	役員会議費・会議弁当代等
(14)事務費	500,000	435,854	500,000	コピー用紙・事務器具消耗品・通信電話代等
(15)交通費	100,000	21,000	100,000	会議行事等出席の交通費
(16)渉外費	100,000	194,450	200,000	行事等出席による寸志・お祝い・参加費
(17)負担金	100,000	40,000	50,000	東部自治協議会費・保環連会費等
(18)拠出金	710,000	668,010	700,000	緑の募金等各種募金、防犯協会費等
(19)光熱費	40,000	34,854	40,000	事務所電気代・会議用冷暖房費
(20)雑費	100,000	31,486	100,000	振込手数料・コピーリース料
＜2＞事業費	8,086,000	8,383,559	8,206,000	

(11)慰霊祭	50,000	32,493	50,000	戦没者慰霊、浦頭引揚者供養
(12)運動会	410,000	402,483	410,000	商品代・プログラム等
(13)敬老祝賀行事	180,000	216,279	200,000	プログラム・饅頭・果物等
(14)うずしお祭り	700,000	918,452	800,000	各種食材・プログラム・謝礼・船使用料等
(15)視察研修	800,000	927,520	800,000	貸切バス代等
(16)公園管理	3,606,000	3,260,000	3,606,000	大崎公園管理等
(17)港湾管理	1,800,000	1,855,849	1,800,000	浦頭埠頭周辺除草費・鍵開閉費
(18)体育室管理	440,000	403,000	440,000	体育室管理費
(19)その他事業	100,000	367,483	100,000	防犯灯設置助成金・反省会費等
<3>助成金	1,365,000	1,391,790	1,365,000	
(11)保健福祉部会	50,000	50,000	50,000	保健福祉部会5万
(12)女性部会	300,000	300,000	300,000	婦人部活動助成150,000×2回
(13)防犯防災部会	130,000	130,000	130,000	交通安全針尾支部・交通安全母の会
(14)消防後援会費	800,000	826,790	800,000	消防後援・出初祝賀会
(15)青少年部会	85,000	85,000	85,000	針尾小育友会5万、東明中育成3．5万
<4>予備費	2,018,027	0	2,368,268	
<9>その他支出	0	35,340	0	上記に含まれない支出
支出合計	15,089,027	13,198,603	15,659,268	

第３号議案

２０２６年度役員改選（案）について

針尾地区自治協議会令和８年度役員（案）

針尾地区自治協議会（役員・理事会名簿）

会　長	鴨川　博明	（自治協議会　会長）
副会長	坂口　知久	（民児協　会長）
副会長	原　　和文	（古里公民館長）
会　計	本山　好和	（名倉公民館長）
監　事	廣瀬　政博	（JA ながさき西海営農組合　代表）
監　事	平野　重美	（JF 針尾漁協組合　組合長）

「総務部会」

部会長	原　　和文	（古里公民館長）

「生涯学習部会」

部会長	今木　和之	（鯛の浦公民館長）
副部会長	相知　健児	（文化部長・崎針尾公民館長）
副部会長	稲田　耕平	（体育部長・川畑公民館長）

「青少年部会」

部会長	浜口　太一	（針尾小学校 PTA　会長）（西海橋公民館長）
副部会長	中村　大地	（針尾小学校 PTA　副会長）

「保健福祉部会」

部会長	坂口　知久	（民生委員・児童委員協議会　会長）
副部会長	西澤　千代子	（主任児童委員・民生委員協議会　副会長）

「女性部会」

部会長	山田　あかね	（女性部部会　会長・宮の浦公民館）
副部会長	山口　　薫	（交通安全母の会会長・岳の田公民館）

「防犯防災部会」

部会長	松永　浩一郎	（太田公民館長）
副部会長	村上　隆敬	（交通安全協会　針尾支部長）
副部会長	肴場　浩二	（消防第２分団長）

「環境衛生部会」

部会長	溝上　淳一	（浦頭公民館長）
副部会長	丸田　政洋	（岳の田公民館長）

２０２６年度針尾地区自治協議会理事会名簿及び部会構成員（案）

区　分	役　職	氏　名	所属団体・役職		
	会　長	鴨川　博明	針尾地区自治協議会　会長		
	副会長	坂口　知久	民児協　会長		
	副会長	原　和文	針尾地区自治協議会　総務部会長、古里公民館長		
	会　計	本山　好和	針尾地区自治協議会、名倉公民館長		
	事務局長	古賀　昇	針尾地区自治協議会		
	監　事	平野　重美	JF針尾漁業協同組合　組合長		
	監　事	廣瀬　政博	JAながさき西海農協　営農組合　代表		
部会名	役　職	氏　名	役職名	館長　氏名	
生涯学習部会	部会長	今木　和之	鯛の浦公民館	寺坂　好晴	
（団体名）	副部会長	相知　健児	文化部長　崎針尾公民館長	川島　隆志	６名
	副部会長	稲田　耕平	体育部長　川畑公民館長	岩下　英一	
	端山邸保存会		匠の会	無線塔保存会	
	事務局　川島　康弘		永田　康浩	田平　清男	
青少年部会	部会長	浜口　太一	針尾小ＰＴＡ会長	椎葉　武義	
	副部会長	中村　大地	針尾小ＰＴＡ副会長		２名
【団体名】	東明中校長	針尾小校長	東明中育友会会長	健全育成会会長	
	内川　尚浩	前川　直樹	古川　三憲	朝長　満洋	
福祉部会	部会長	坂口　知久	民児協　会長	松尾　洋人 平野　敦 青山　健一	３名
	副部会長	西澤　千代子	民児協　副会長		
【団体名】	羽田　光良	永田　冨好	林田　憲忠		
民児協委員	鍵野　幸一	吉村　勝徳	鴨川　浩樹　　村上　泰則		
女性部会	部会長	山田　あかね	自治協議会女性部会長	豊村　俊昭	１名
	副部会長	山口　　薫	交通安全母の会会長		
【団体名】	各町内公民館	女性部長			
防犯防災部会	部会長	松永　浩一郎	太田公民館長	西　耕一	３名
	副部会長	村上　隆敬	交通安全針尾支部長	山田　昭博	
【団体名】	副部会長	肴場　浩二	消防第２分団長		
	駐在所	岡本　啓嗣		各公民館交通部長	
	保護司会	山下　隆源	山田　昭博		
環境衛生部会	部会長	溝上　淳一	浦頭公民館長	青木　賢一	３名
	副部会長	丸田　政洋	岳の田公民館長		
【団体名】	各公民館	衛生部長	各公民館　クリーン推進員		
総務部会	部会長	原　和文	自治協議会副会長	古里公民館長	
【総務部会】	各町内公民館長及び自治協議会役員（会長・副会長・会計・事務局）				

第４号議案

規約改正（案）について

別紙１（第９条第４項関係）変更前

部会名	団　体　名
生涯学習部会	楠本端山史跡保存会　　匠の会 針尾無線塔保存会　公民館長
青少年部会	東明校区青少年健全育成会　　針尾小 PTA　東明中育友会　針尾小学校長　東明中学校長　おやじの会 公民館長
保健福祉部会	民生委員児童委員協議会（主任児童委員） 福祉推進協議会　公民館長
女性部会	交通安全協会母の会　　公民館婦人部 公民館長
防犯防災部会	交通安全協会針尾支部　　消防第二分団　　針尾駐在所　　婦人防火クラブ　保護司会２分区 公民館長
環境衛生部会	公民館衛生部長 クリーン推進委員 公民館長
総務部会	針尾２０地区の公民館長

賛助会員	針尾郵便局　建設業協会会員 ＪＡながさき西海農業協同組合南部中央支店　農協青年部 針尾漁業協同組合　一魚一会　大阪鋼管（株） 沖新船舶工業（株）　TAOYA 西海橋 西部ガス（株）マツコー産業 ビルド工業（株）　安栄丸水産ばらもん（株）

別紙１（第９条第４項関係）変更後

部会名	団　体　名
生涯学習部会	楠本端山史跡保存会　　匠の会 針尾無線塔保存会　公民館長
青少年部会	東明校区青少年健全育成会　　針尾小 PTA　東明中育友会 針尾小学校長　東明中学校長　おやじの会 公民館長
保健福祉部会	民生委員児童委員協議会（主任児童委員） 福祉推進協議会　公民館長
女性部会	交通安全協会母の会　　公民館婦人部 公民館長
防犯防災部会	交通安全協会針尾支部　　消防第二分団　　針尾駐在所 婦人防火クラブ　保護司会２分区 公民館長
環境衛生部会	公民館衛生部長 クリーン推進委員 公民館長
総務部会	針尾２０地区の公民館長

賛助会員	針尾郵便局　建設業協会会員 ＪＡながさき西海農業協同組合南部中央支店　農協青年部 針尾漁業協同組合　一魚一会　大阪鋼管　　（株） 沖新船舶工業　大江戸温泉物語 premium 西海橋 西部ガス（株）マツコー産業　（株）ケイアイ工業 ビルド工業（株）　安栄丸水産ばらもん（株）

第２４条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、理事会で定める。

附則

１　この規約は、平成２７年　９月　１日から施行する。
２　この規約は、平成２９年　４月　１日から施行する。
３　この規約は、平成３０年　４月２７日から施行する。
４　この規約は、令和　２年　５月３１日から施行する。
５　この規約は、令和　３年　４月２５日から施行する。
６　この規約は、令和　６年　４月２６日から施行する。
７　この規約は、令和　７年　４月２５日から施行する。
８　この規約は、令和　８年　４月２４日から施行する。

針尾地区自治協議会規約

第１章　総則

（名称）

第１条　本会は、「針尾地区自治協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、「自分たちの手によるまちづくり」を基本理念として、針尾地区の住民相互の交流と親睦を図りながら、生活環境の保持・改善に努力し、文化・福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりを行うことにより、住民自治の推進に貢献することを目的とする。

（活動）

第３条　協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を協議し必要な事業を推進する。

(1)　地区住民の健康と福祉の増進、文化、教養の向上及びレクレーション等の実施に関すること。

(2)　地区住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関すること。

(3)　生活環境の保持と改善向上に関すること。

(4)　青少年健全育成に関すること。

(5)　防災、防火、防犯に関すること。

(6)　交通安全に関すること。

(7)　協議会の運営及び活動に係る情報提供に関すること。

(8)　その他目的達成に必要な事項

（活動の範囲等）

第４条　協議会の活動の範囲は針尾地区内とし、針尾地区コミュニティセンターを活動拠点とする。ただし、他の協議会と協力・連携して活動する場合はこの限りでない。

（会員）

第５条　協議会の会員は、針尾地区内を活動範囲とする団体（公民館等）及び針尾地区住民とする。

２　針尾地区内の法人等については、「賛助会員」とする。

第２章　組織

（組織の構成）

第６条　協議会は、総会、理事会及び部会をもって構成する。

（総会）

第７条　総会は、協議会の最高議決機関であって、公民館長、部会を構成する団体の代表及び会長が必要と認めた関係団体の役員をもって構成し（以下「構成員」とする。)会長は、毎年１回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は構成員の３分の１以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

２　総会は、次の事項を審議し決定する。

(1)　協議会の事業計画及び予算に関すること。

(2)　協議会の事業報告及び決算に関すること。

(3)　理事会の推薦に基づき、協議会の会長、副会長、会計及び監事を選任すること。

(4)　規約の制定及び改廃に関すること。

(5)　その他協議会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。

（理事会）

第８条　理事会は、会長と公民館長及び部会長を理事として構成した常設の議決機関であって、次の事項を審議し決定する。

(1)　事業計画及び予算を策定し、事業報告及び決算を行うこと。

(2)　会長、副会長、会計及び監事を総会に推薦すること。

(3)　審議決定した事項を会員に周知すること。

(4)　総会をやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行すること。

(5)　町内会活性化に関すること。

(6)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決すること。

２　部会長が欠席の場合は副部会長を出席させることができる。

３　定例会を、原則として毎月１回開催する。

（部会）

第９条　第２条の目的達成のための実行機関として、第３条の事業を遂行するため次の部会を設置する。

(1)　生涯学習部会

(2)　青少年部会

(3)　保健福祉部会

(4)　女性部会

(5)　防犯防災部会

(6)　環境衛生部会
(7)　総務部会
2　部会長及び副部会長は、部会員の互選により選任し、会長が任命する。
(1)　部会長は、担当部会の運営にあたる。
(2)　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
3　部会長、副部会長を除く会員は、各部会に部会員として参入する。
4　部会を構成する団体は別表１のとおりとする。

第３章　役員

（役員）
第１０条　協議会に次の役員を置く。
(1)　会長　　１名
(2)　副会長　　２名
(3)　会計　　１名
(4)　監事　　２名
2　監事を除く役員は、理事会の理事を兼務できる。
3　副会長及び会計は、部会長又は副部会長を兼務できる。
4　協議会には、相談役を置くことができる。

（役員の任務）
第１１条　役員の任務は、次のとおりとする。
(1)　会長は、協議会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
(2)　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した順序に従って、その職務を代理する。
(3)　会計は、協議会の運営及び活動に伴う経理を担当する。
(4)　監事は、協議会の会計監査の事務を担当する。

（役員の選出）
第１２条　会長、副会長、会計及び監事は、会員の中から理事会で選出し、総会において承認を得て、選任する。
2　役員の選出は、下記の各号により選任する
(1)　会長、副会長及び会計は、選考委員会で選考し、理事会に推薦する。
(2)　役員選考委員会は、総務部会（各公民館長）の構成員の中から４名選出してその任に当たる。
(3)　副会長１名については総務部会（各公民館長）より選出し、監事２名は、構成団体及び賛助会員から選出し理事会において推薦する。
(4)　部会長及び副部会長は、町内公民館長及び針尾地区内を活動範囲とする団体（部会を構成する団体）の中から会長が任命する。

（役員の任期）

第１３条　役員の任期は、２年とする。ただし、欠員が生じた場合、後任者は前任者の残任期間とする。

２　役員は再任されることができる。ただし、会長については、６年を超えることはできない。

第４章　会議

（会議の招集）

第１４条　会議は、総会を除き、会議の長が必要と認めるときに開催する。ただし、会議の構成員の過半数の請求があった場合は、会議の長は速やかに会議を招集しなければならない。

（定足数等）

第１５条　会議は、構成員の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決する。

２　会議に出席できない構成員は、その権限の行使を他の構成員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは、会議の長に委任したものとみなす。

第５章　事務局

（事務局体制等）

第１６条　協議会の円滑な運営を行うため、事務局を長崎県佐世保市針尾中町１５３８－５針尾地区コミュニティセンター内に設置する。

２　事務局に事務局長を置く。

３　事務局職員は、会長が任命する。

（事務局職員）

第１７条　事務局職員は、原則として針尾地区内に居住する住民の中から選考により採用する。

２　事務局職員の選考は理事会において行う。

３　事務局職員の勤務時間及び給与等勤務条件は、別に定める。

（事務局職員の責務）

第１８条　事務局職員は、協議会運営に関して、会長の命令に基づき、円滑な運営に努める。

２　事務局長は、協議会の事務を総括し、理事会定例会に出席する。

３　事務局職員の職務は、次の各号に定める。

(1)　協議会の運営に関すること。

(2)　行政との連絡調整に関すること。

(3)　会員等との連絡調整に関すること。
(4)　協議会の会計業務を処理すること。
(5)　その他会長が必要と認めること。

第６章　会計

（経費）
第１９条　協議会の経費は、会費、補助金、交付金、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

（会計年度）
第２０条　協議会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（会計及び資産帳簿の整備）
第２１条　協議会は、収入、支出及び資産を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整備する。
２　会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

（監査と報告）
第２２条　監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第７章　情報公開

（情報公開）
第２３条　協議会の運営及び活動については、積極的に情報誌等を通じて会員等に情報提供を行う。

第８章　その他

（雑則）
第２４条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、理事会で定める。

附則
１　この規約は、平成２７年　９月　１日から施行する。
２　この規約は、平成２９年　４月　１日から施行する。
３　この規約は、平成３０年　４月２７日から施行する。
４　この規約は、令和　２年　５月３１日から施行する。
５　この規約は、令和　３年　４月２５日から施行する。
６　この規約は、令和　６年　４月２６日から施行する。
７　この規約は、令和　７年　４月２５日から施行する。
８　この規約は、令和　８年　４月２４日から施行する。

別紙１（第９条第４項関係）

部会名	団　体　名
生涯学習部会	楠本端山史跡保存会　　匠の会 針尾無線塔保存会　公民館長
青少年部会	東明校区青少年健全育成会　　針尾小 PTA　東明中育友会 針尾小学校長　東明中学校長　おやじの会 公民館長
保健福祉部会	民生委員児童委員協議会（主任児童委員） 福祉推進協議会　公民館長
女性部会	交通安全協会母の会　　公民館婦人部 公民館長
防犯防災部会	交通安全協会針尾支部　　消防第二分団　　針尾駐在所 婦人防火クラブ　保護司会２分区 公民館長
環境衛生部会	公民館衛生部長 クリーン推進委員 公民館長
総務部会	針尾２０地区の公民館長

賛助会員	針尾郵便局　建設業協会会員 ＪＡながさき西海農業協同組合南部中央支店　農協青年部 針尾漁業協同組合　一魚一会　大阪鋼管（株） 沖新船舶工業（株）　大江戸温泉物語 premium 西海橋 西部ガス（株）マツコー産業　（(株)　ケイアイ工業 ビルド工業（株）　安栄丸水産ばらもん（株）

別紙２

（第７条総会関係）

総会構成員（公民館長・部会を構成する団体代表及び会長が認めた関係団体）

○針尾２０地区公民館館長

（部会を構成する団体）

楠本端山史跡保存会　匠の会　針尾無線塔保存会
東明校区青少年健全育成会　　針尾小 PTA　東明中育友会　針尾小学校長
東明中学校長　おやじの会
民生委員児童委員協議会（主任児童委員）　交通安全協会母の会
公民館婦人部　福祉推進協議会
交通安全協会針尾支部　　消防第二分団　　針尾駐在所
婦人防火クラブ　保護司会２分区（針尾地区）
公民館衛生部長　クリーン推進委員

（会長が認めた関係団体）

針尾郵便局
ＪＡながさき西海農業協同組合南部中央支店
針尾漁業協同組合

（第８条理事会関係）

理事会構成員（会長・公民館長・部会長）

○会長
○針尾２０地区公民館長
○各部会部会長
　生涯学習部会　青少年部会　保健福祉部会　女性部会（交母会含む）
　防犯防災部会　環境衛生部会　総務部会
○支所長及び針尾地区コミュニティセンター長

針尾地区自治協議会　　運営内規

第１条　　目　的

この内規は、自治協議会の円滑な運営に資するために、会長・役員及び公民館長に対して行う給付について、必要な事項について定める。

第２条１役員等活動費

役員等の職務遂行に必要な年間経費として、「活動費」を支払う。役員等を兼務する場合は、上位の金額とする。

会　長	１０万円	副会長（２名）	５万円
		相談役	５万円
会　計	７万円	部会長（６名）	１万円
監　査（２名）	５千円	体育、文化部会長	１万円

第２条２その他の役員等活動費

公民館長以外の役員については、上記の活動費以外の額を加算する

会　長　　１２万円　　副会長及び会計は　　１０万円

第３条　日当及び交通費等

会長・役員等が、協議会の用務のために会議等に出席したとき、日当及び交通費実費を支給する。ただし、定例会への出席は適用しない。

（日当）半日の場合　５００円　　一日の場合　１、０００円

但し会議等の出席の際は、招集文書を提出し会長の了解を得る。

（交通費）目的地までの往復の公共交通機関利用の実費。

（通信費）　　会長　　４万円

第４条　見舞金及び弔慰金

１　会長・役員及び公民館長が病気療養又は死亡した時は、その本人又は遺族に対し見舞金又は弔慰金を支給する。

２　見舞金及び弔慰金の額は、別表第１のとおりとする。

※見舞返し、香典返しは、不要とする。

第５条　補　足

この内規に定めるもののほか必要な事項は、理事会にて決定する。

附　則

この内規は、平成２８年４月２６日から施行する。

この内規は、令和　８年４月２４日から施行する。

別表第１

区　　分	金　　額
会長・役員及び公民館長が１４日以上入院したとき	５，０００円
会長・役員及び公民館長が死亡したとき	１０，０００円

「針尾地区自治協議会」　組織構成図

